

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 4 号

函館市道路占用料徴収条例の一部改正について

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

函館市道路占用料徴収条例（昭和 4 5 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「年度の初め」を「4 月 3 0 日まで」に改める。

別表中「4 4 0」を「5 1 0」に、「6 8 0」を「7 9 0」に、「9 2 0」を「1, 1 0 0」に、「4 0 0」を「4 6 0」に、「6 3 0」を「7 3 0」に、

「

第 3 種電話柱

8 7 0

」を

「

第 3 種電話柱

1, 0 0 0

」に、

「4 0」を「4 6」に、

「

4
2

」を「

5
3

」に、

「3 9 0」を「4 5 0」に、「2 4 0」を「2 7 0」に、「7 9 0」を「9 1 0」に、「3 3 0」を「3 8 0」に、「1, 7 0 0」を「1,900」に、「1 7」を「1 9」に、「2 4」を「2 7」に、「3 6」を「4 1」に、「4 7」を「5 5」に、「7 1」を「8 2」に、「9 5」を「110」に、「1 7 0」を「1 9 0」に、「4 7 0」を「5 5 0」に、

「

上空に設ける通路

870

」を
「

上空に設ける通路

930

」に、

「520」を「560」に、

「

その他 のもの	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>870</td></tr></table>	870
870		

」を

「

その他 のもの	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>930</td></tr></table>	930
930		

」に、

「0.034」を「0.033」に、「79」を「91」に、「0.017」
を「0.016」に、「0.024」を「0.023」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の額を改定し、および道路占用料の徴収の期日に関する規定を整備するため